



島根県報

令和5年1月6日(金)

第 376 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

指定漁船調書の縦覧	(水 産 課)	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中 小 企 業 課)	2
公有水面埋立ての免許	(河 川 課)	4

【公 告】

使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦期間	(雇 用 政 策 課)	5
公共測量の終了	(技 術 管 理 課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	6

告 示**島根県告示第1号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和5年1月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出事項**(1) 発起人の住所及び氏名**

隠岐郡西ノ島町大字浦郷671	井上孝夫
〃 大字美田3501-2	川崎卓也
〃 大字宇賀1200	柳谷 茂

(2) 加入区

西ノ島町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧**(1) 縦覧期間**

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第2号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年1月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

平田ショッピングセンターV i V A 島根県出雲市平田町1708番地1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ラック 代表取締役 小安 正之 島根県出雲市平田町1708番地1

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) 島根イズム	島根県出雲市平田町1708-1	井上 隆智	

(株) フーズマーケットホック	島根県安来市赤江町1448-1	澁谷 仁志	
(有) つぼみ	島根県出雲市国富町823-2	田中 百合子	
(有) 風月堂	島根県出雲市平田町486-1	久家 正義	
(株) アイティオール	島根県松江市浜乃木一丁目14-25-101	手嶋 克己	
西日本補聴器(有)	島根県松江市西津田七丁目1-23	永原 学	
(有) むろや呉服店	島根県出雲市大社町杵築南1017	室家 啓一郎	
高瀬 あゆみ	島根県出雲市平田町1708-1	—	令和4年9月30日 退店
(株) 健菜厨房	島根県出雲市渡橋町1227	北井 加代子	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) 島根イズム	島根県出雲市平田町1708-1	井上 隆智	
(株) フーズマーケットホック	島根県安来市赤江町1448-1	澁谷 仁志	
(有) つぼみ	島根県出雲市国富町823-2	田中 百合子	
(有) 風月堂	島根県出雲市平田町486-1	久家 正義	
(株) アイティオール	島根県松江市浜乃木一丁目14-25-101	手嶋 克己	
西日本補聴器(有)	島根県松江市西津田七丁目1-23	永原 学	
(有) むろや呉服店	島根県出雲市大社町杵築南1017	室家 啓一郎	
高橋 里美	島根県出雲市平田町1708-1	—	令和4年10月1日 入店
(株) 健菜厨房	島根県出雲市渡橋町1227	北井 加代子	
(株) トラスト大創	岡山県岡山市中区浜604-3	井上 隆智	令和4年9月26日 入店
阿部三菜	島根県出雲市平田町1708-1	—	令和4年12月17日 入店

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和4年12月20日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済観光部商工振興課(出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第3号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

令和5年1月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 免許日

令和4年12月21日

2 免許受人

鳥取県境港市大正町215番地

鳥取県 境港管理組合 管理者 平井伸治

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

松江市美保関町福浦1515番1から同812番2に至る間の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と16の地点とを結んだ線により囲まれた区域

1の地点 稲荷山四等三角点（北緯35度33分43秒、東経133度15分35秒）から216度08分11秒、1,098.58メートルの地点

2の地点 1の地点から232度42分45秒、0.56メートルの地点

3の地点 2の地点から142度30分59秒、0.10メートルの地点

4の地点 3の地点から232度42分45秒、16.35メートルの地点

5の地点 4の地点から140度24分03秒、0.06メートルの地点

6の地点 5の地点から230度24分03秒、1.29メートルの地点

7の地点 6の地点から9度50分53秒、1.03メートルの地点

8の地点 7の地点から287度01分31秒、5.37メートルの地点

9の地点 8の地点から312度17分25秒、1.87メートルの地点

10の地点 9の地点から50度24分03秒、3.53メートルの地点

11の地点 10の地点から230度24分03秒、2.52メートルの地点

12の地点 11の地点から55度43分51秒、6.59メートルの地点

13の地点 12の地点から44度03分07秒、3.93メートルの地点

14の地点 13の地点から44度08分46秒、6.69メートルの地点

15の地点 14の地点から46度38分33秒、0.79メートルの地点

16の地点 15の地点から143度50分16秒、5.25メートルの地点

ウ 面積

182.68平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

松江市美保関町福浦1515番1、同656番、同656番1、同658番、同659番、同660番、同812番1、同811、同1427番1、同道、同1427番3、同道、同812番2、同812番3、同1478番1、同1491番、同1491番1、同水地内および松

江市美保関町福浦1515番1から同1491番1に至る間の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とセの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 稲荷山四等三角点（北緯35度33分43秒、東経133度15分35秒）から215度40分16秒、1,084.49メートルの地点

イの地点 アの地点から95度49分01秒、39.29メートルの地点

ウの地点 イの地点から160度44分12秒、34.54メートルの地点

エの地点 ウの地点から229度55分50秒、41.62メートルの地点

オの地点 エの地点から308度03分07秒、37.59メートルの地点

カの地点 オの地点から260度48分34秒、15.56メートルの地点

キの地点 カの地点から335度14分34秒、13.11メートルの地点

クの地点 キの地点から281度50分49秒、13.39メートルの地点

ケの地点 クの地点から227度28分47秒、4.43メートルの地点

コの地点 ケの地点から260度21分24秒、4.26メートルの地点

サの地点 コの地点から350度06分36秒、15.01メートルの地点

シの地点 サの地点から0度09分27秒、8.87メートルの地点

スの地点 シの地点から87度19分17秒、17.57メートルの地点

セの地点 スの地点から51度28分01秒、34.16メートルの地点

ウ 面積

4360.69平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

公 告

第48期島根県労働委員会委員は、令和5年4月27日をもって任期満了となるので、労働委員会委員の推薦方法（昭和35年島根県告示第562号）第3号アの規定により、使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦期間を次のとおり定める。

令和5年1月6日

島根県知事 丸山達也

推薦期間 令和5年1月28日から同年3月28日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和4年12月15日に終了した旨松江市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年1月6日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（デジタル数値撮影、写真地図作成）

2 作業期間

令和4年7月19日から同年12月31日まで

- 3 作業地域
松江市全域
-

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年1月6日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 開発区域
安来市佐久保町字荒神前309番1、309番6
面積 415.93平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市伯太町東母里1371番地御崎団地11-2号
實重 守